

公的資金 補償金 免除繰上償還に係る 公営 企業 経営 健全化 計 画

基本的事項

1 事業 の 概要

特別会計 名： 真室川町水道事業 特別会計

事業 名	真室川町水道事業		
事業 開始年月日	S44.7.10	地方公営 企業 法の 適用・非適用	? 適 用 □ 非適用
団 体 名	真室川町	職員 数 (H22. 4. 1現在)	4
構成団体名			
健全化 判断比率の 状況	□ 財政再生基準以上 □ 早期健全化 基準以上 □ 経営 健全化 基準以上		
	計 画期間：		

- 注1 「特別会計 名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金 免除繰上償還の 対象とされた 公営 企業 債のうち、繰上償還を希 望する 公営 企業 債に係る 事業 の 属する 特別会計 の 名称を 記入すること。
- 2 「事業 開始年月日」欄は、「地方公営 企業 決算状況 調査」における「施設及び 業務 状況 に関する 調」中の「事業 開始年月日」又は「供 用開始年月日」(工業 用水道事業に あっては「供 給 開始(予定) 年月日」)を 記入すること。なお、一の 特別会計 において 複数の 事業 を 行っている 場合には、当該年月日が 最も 早い(古い) ものに 係る 年月日を 記入すること。
- 3 事業 を 実施する 団体が 一部事務組合等(一部事務組合、広域 連合及び 企業 団をいう。以下 同様。)の 場合は、「団体名」欄に 一部事務組合等の 名称を 記入し、「構成団体名」欄にその 構成団体名を 列記すること。
- 4 「職員 数」欄には、平成22年4月1日における 常時雇用職員 数について 記入すること。なお、当該職員 数については、「地方公営 企業 決算状況 調査」における「施設及び 業務 状況 に関する 調」中の「職員 数」の 範囲と 同一(ただし、集計 時点・集計 単位は 異なる。)のものである こと。また、複数事業に また がって 勤務している 職員 がいる 場合は、当該職員 の 所掌事務、給 与の 負担状況 等により 区分して 記入すること。
- 5 「健全化 判断比率の 状況」欄については、繰上償還を 実施しようとする 年度において 当該団体の 健全化 判断比率又は 当該公営 企業 の 資金 不足比率が 財政再生基準、早期健全化 基準又は 経営 健全化 基準以上である 場合、該当するものを チェックすること。その 場合には、財政再生計画、財政健全化 計画又は 経営 健全化 計画の 計 画期間を 併せて 記入すること(複数の 項目に 該当する 場合は、該当する 項目全てを チェックし、策定している 全ての 計画の 計 画期間を 記入すること)。

2 財政指標等

資本費	323.09(21年度)	財政力指数	0.203(21年度)
資金 不足比率(健全化 法) (%)	(年度)	財政力指数(臨財債振替前)	(年度)
経常収支比率 (%)	87.0(21年度)	実質公債費比率 (%)	16.3(22年度)
		将来負担比率 (%)	82.4(21年度)

- 注1 資本費については、平成20年度又は 平成21年度の 数値を 記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び 将来負担比率については、当該事業の 経営 主体である 地方公共 団体の 数値を 記入すること。
- この 場合、財政力指数及び 実質公債費比率については、平成21年度又は 平成22年度の 数値を、経常収支比率及び 将来負担比率については、平成20年度又は 平成21年度の 数値をそれぞれ 記入することとし、これら 以外の 数値については、直近の 地方財政状況 調査及び 公営 企業 決算状況 調査の 報告(又は 報告を 予定している) 数値を 記入すること。
- なお、当該事業が 一部事務組合等により 経営 されている 場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び 将来負担比率については、その 構成団体の 各数値を加 重平均したものを 記入すること(ただし、一部事務組合等の 構成団体に 財政力指数1.0以上の 団体がある 場合には、構成団体の 中で 最も 低い 財政力指数の 団体の 数値を 記入すること)。
- また、一部事務組合等に係る 将来負担率については、各構成団体の 将来負担率を 各構成団体の 団体区分ごとに 別表1の 基準1で 除し、それにより 得た 数値を 将来負担率算出における 分母の 額に応じて 加 重平均したものを 記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を() 内に 記入すること。また、財政力指数以外の 財政指標については、数値相互間で 年度(地方財政状況 調査等における 年度)を 混在して 使用することが ないよう留意すること。
- 3 財政力指数(臨財債振替前) については、財政力指数が1 . 0 以上の 団体で、臨時財政対策債振替前の 基準財政需要額を用いて 算出した 場合の 財政力指数が1 . 0 を 下 回る 場合についてのみ 記入すること。この 場合には、補足様式1 を 作成し 添付すること。なお、一部事務組合等については 本欄の 記入は 不要である こと。
- 4 「資金 不足比率(健全化 法)」欄には、地方公共 団体の 財政の 健全化に関する 法律第22条の 規定に基づいて 算出した 率が 経営 健全化 基準以上である 場合に、当該率を 記入すること。
- 5 注1 に 関連して、一部事務組合等については、補足様式2 を 作成し 添付すること。

3 合併市町村等における 公営 企業 の 統合等の 内容

☐ 新法による 合併市町村、合併予定市町村における 公営 企業 の 統合等の 内容
☐ 旧 法による 合併市町村における 公営 企業 の 統合等の 内容
? 該当なし
[合併期日：平成○ 年○ 月○ 日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による 合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の 合併の 特例に関する 法律(平成16年法律第59号) 第2 条第2 項に 規定する 合併市町村及び 同条第1 項に 規定する 市町村の 合併をしようとする 市町村で 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第7 条第7 項の 規定による 告示の あったものをいう。
- 2 「旧 法による 合併市町村」とは、旧 市町村の 合併の 特例に関する 法律(昭和40年法律第6 号) 第2 条第2 項に 規定する 合併市町村(平成7 年4 月1 日以後に 同条第1 項に 規定する 市町村の 合併により 設置されたものに限る。)をいう。
- 3 □に レを 付けた 上で、市町村合併に伴い 実施(予定) の 公営 企業 会計の 統合、組織の 統合その他公営 企業 の 経営 の 合理化 施策の 内容を 記入すること。

4 公営 企業 経営 健全化 計 画の 基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	真室川町水道事業 経営 健全化 計 画
計 画 期 間	平成22年度- 平成26年度
計 画 策 定 責 任 者	真室川町長 井 上 薫
既 存 計 画 と の 関 係	真室川町集中改革プ ラ ン(平成17年度- 平成21年度)
公 表 の 方 法 等	議 会に 報告、町ホ ー ム ペ ー ジで 公表
基 本 方 針	水道事業は 安全な水の 安定供給 に 必要である が、大幅な財政負担は 避けられ ない。本制度を 利用し、高利率の 企業 債を 補償金 免除で 繰上償還を お こない 長期的な水道会計 の 健全化を 図る。